

# 事業再構築

を支援します

事業再構築とは？どのような事業が対象になるの？

①業態や業種の転換②現在の事業に加えて新たなサービスの開始③現在のサービスを拡充するなど、思い切った事業の再構築に意欲のある町内事業者を応援します。

例えば、下記のようなものが該当します。

飲食スペースを減らしてテイクアウト強化

オンラインオーダーシステムへの転換

高齢者など向けの宅配事業を開始したい

店舗を増設して十分な距離を保つ客席の配置

新メニュー開発で今より大きな設備を導入

①業態や業種の転換

②新たなサービスの開始

③サービスの拡充

に係る対象経費の3/4を助成

最大で

200

万円

## 対象の要件

1. 申請日の属する月を基準月として直近6か月のうち、任意の連続3か月の合計売上高が、感染症の影響を受ける以前の合計売上高の同期比と比較して15%以上減少していること。
2. 対象となる事業(サービス)を令和4年3月1日までに開始すること。
3. 町税等の支払に滞りがないこと。

【ご注意ください】

4. 単なる備品や消耗品の購入、コロナ対策設備の設置導入は対象になりません。
5. ③現在のサービスを拡充の場合は、**対象経費が20万円未満のものは対象になりません。**

# 対象となる経費

## 店舗等施設の 改修、設備等 の購入

- ・改修工事費
- ・機械装置・設備購入費  
(車両／機械装置・設備に付随する備品・消耗品購入含む)
- ・外注費（設計等）
- ・システム導入費

## 人材の確保・ 育成に係る経 費

- ・従業員等の資格取得
- ・研修経費  
※直接的な雇用助成ではありません。

## 認定から助成金交付までのながれ

### step1

事業計画書を提出し、事業の認定を受けます。

事業計画書の提出期間 令和3年5月17日(月)から10月1日(金)まで  
提出場所 役場企画商工観光課(2F)

#### 【提出に必要なもの】

- ① 中小企業事業再構築支援事業補助金事業計画書(別記様式第1号)
- ② 納税状況確認同意書(別記様式第2号)
- ③ 売上高の減少が確認できる書類(決算書や帳簿等/月ごと)
- ④ 町内で事業を営んでいることを証明する書類

### step2

認定の場合は、紙面により通知します。

### step3

事業完了後に助成金を申請(3月中旬まで)し、助成金の交付を行います。

## ご相談

**まずは気軽にご相談ください**

役場企画商工観光課(2F)

TEL 0167-45-6983